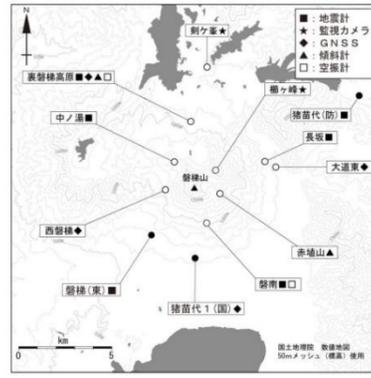
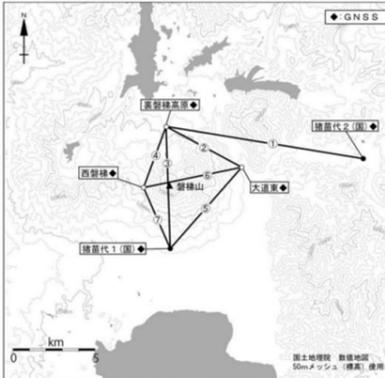


# 磐梯山の火山活動が活発化 した場合の避難計画

新旧対照表

磐梯山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表  
新

節	旧	新																									
目次	2. 事前対策 2.3 避難のための事前対策 (1) 噴火警戒レベルと避難 <b>勧告</b> ・指示等の発令基準  4. 緊急フェーズ後の対応 4.3 避難 <b>勧告</b> ・指示等の解除	2. 事前対策 2.3 避難のための事前対策 (1) 噴火警戒レベルと避難_____指示等の発令基準  4. 緊急フェーズ後の対応 4.3 避難_____指示等の解除	避難勧告の廃止による																								
1.2 3p	(2) 監視観測態勢等  図 1-1 磐梯山観測点配置図（気象庁火山活動解説資料（ <a href="#">R元.5</a> ）より）   <p><u>小さな</u>白丸（○）は気象庁、<u>小さな</u>黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。                      (国)：国土地理院 (東)：東北大学 (防)：防災科学技術研究所</p> 図 1-2 磐梯山 GNSS 観測機線図（気象庁火山活動解説資料（ <a href="#">R元.5</a> ）より）   <p><u>小さな</u>白丸（○）は気象庁、<u>小さな</u>黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。                      (国)：国土地理院</p>	(2) 監視観測態勢等  図 1-1 磐梯山観測点配置図（気象庁火山活動解説資料（ <a href="#">R7.12</a> ）より）   <p>_____白丸（○）は気象庁、_____黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。                      (国)：国土地理院 (東)：東北大学 (防)：防災科学技術研究所</p> 図 1-2 磐梯山 GNSS 観測機線図（気象庁火山活動解説資料（ <a href="#">R7.12</a> ）より）   <p>_____白丸（○）は気象庁、_____黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。                      (国)：国土地理院</p>	最新情報の反映																								
2.1 13p	(1) 県及び市町村の防災体制  表 2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制（福島県） <table border="1" data-bbox="237 1648 934 1890"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>福島県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(なし)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><b>警戒配備</b></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><b>警戒配備～特別警戒配備</b></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><b>特別警戒配備～特別警戒本部</b></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	福島県	1	(なし)	2	<b>警戒配備</b>	3	<b>警戒配備～特別警戒配備</b>	4	<b>特別警戒配備～特別警戒本部</b>	5	災害対策本部	(1) 県及び市町村の防災体制  表 2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制（福島県） <table border="1" data-bbox="1439 1648 2136 1869"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>福島県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(なし)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><b>※警戒配備～特別警戒配備</b></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><b>特別警戒配備</b></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><b>災害対策本部</b></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>※必要に応じて災害対策本部を設置</b></p>	噴火警戒レベル	福島県	1	(なし)	2	<b>※警戒配備～特別警戒配備</b>	3	<b>特別警戒配備</b>	4	<b>災害対策本部</b>	5	災害対策本部	配備基準の見直しによる （特別警戒配備及び災害対策本部設置の基準を前倒しとする）
噴火警戒レベル	福島県																										
1	(なし)																										
2	<b>警戒配備</b>																										
3	<b>警戒配備～特別警戒配備</b>																										
4	<b>特別警戒配備～特別警戒本部</b>																										
5	災害対策本部																										
噴火警戒レベル	福島県																										
1	(なし)																										
2	<b>※警戒配備～特別警戒配備</b>																										
3	<b>特別警戒配備</b>																										
4	<b>災害対策本部</b>																										
5	災害対策本部																										

磐梯山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表  
新

節 旧

2.2 20p	<p>(1) 火山に関する予報・警報・情報</p> <p>表 2-7 火山に関する予報・警報・情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発信元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td>仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</td> <td rowspan="4">気象庁</td> </tr> <tr> <td>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>仙台管区気象台が、<u>予想される火山現象の状況が静穏である場合</u> <u>その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u></td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> ・ <u>普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u></td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td><u>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発信元	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	気象庁	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	仙台管区気象台が、 <u>予想される火山現象の状況が静穏である場合</u> <u>その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u>	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> ・ <u>普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u>	火山の状況に関する解説情報	<u>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u>	<p>(1) 火山に関する予報・警報・情報</p> <p>表 2-7 火山に関する予報・警報・情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発信元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</td> <td rowspan="4">仙台管区気象台又は気象庁</td> </tr> <tr> <td>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td> <td>火山現象の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>以下の場合に発表する。</u> ・ <u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・ <u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <u>（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある<u>と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発信元	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	仙台管区気象台又は気象庁	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火山現象の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>以下の場合に発表する。</u> ・ <u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・ <u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <u>（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u>	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある <u>と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u> が、 <u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u>	<p>表現の適正化</p> <p>【参考資料】 ・気象庁ホームページ「噴火警報・予報の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html</a></p>
種類	内容	発信元																									
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	気象庁																									
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	仙台管区気象台が、 <u>予想される火山現象の状況が静穏である場合</u> <u>その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u>																										
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>なお、以下のような場合には発表しない。</u> ・ <u>普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u>																										
火山の状況に関する解説情報	<u>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u>																										
種類	内容	発信元																									
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	仙台管区気象台又は気象庁																									
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火山現象の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。																										
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。 <u>以下の場合に発表する。</u> ・ <u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・ <u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・ <u>このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <u>（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u>																										
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある <u>と判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u> が、 <u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</u>																										
2.2 21p	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>降灰予報（定時）</td> <td>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</td> <td rowspan="2">気象庁</td> </tr> <tr> <td>降灰予報（速報）</td> <td>噴火が発生した火山<sup>*1</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定</td> </tr> </tbody> </table>	降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。	気象庁	降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>*1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>降灰予報（定時）</td> <td>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</td> <td rowspan="2">仙台管区気象台又は気象庁</td> </tr> <tr> <td>降灰予報（速報）</td> <td>噴火が発生した火山<sup>*1</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定</td> </tr> </tbody> </table>	降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。	仙台管区気象台又は気象庁	降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>*1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定	<p>・気象庁ホームページ「噴火速報の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/funkasokuhotoha.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/funkasokuhotoha.html</a></p> <p>・気象庁ホームページ「『火山の状況に関する解説情報』の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfofokaisetsu/volinfofokaisetsu.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfofokaisetsu/volinfofokaisetsu.html</a></p> <p>・気象庁ホームページ「降灰予報の説明」 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html</a></p>														
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。	気象庁																									
降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>*1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定																										
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。	仙台管区気象台又は気象庁																									
降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 <sup>*1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定																										

磐梯山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

節 旧

新

		時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。							
	降灰予報(詳細)	噴火が発生した火山 <sup>※2</sup> に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い噴火発生後20~30分程度で発表。 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報(詳細)も発表。			降灰予報(詳細)	噴火が発生した火山 <sup>※2</sup> に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い噴火発生後20~30分程度で発表。 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報(詳細)も発表。 <u>噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。</u>			仙台管区気象台又は気象庁
	火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する	気象庁		火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する			
	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。			火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。			
	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月月上旬に発表。			月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月月上旬に発表。			
	噴火に関する火山観測報	<u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</u>			噴火に関する火山観測報	<u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに発表する。なお、噴火が発生してから3時間以上経過し、現在は噴火が停止している場合には、原則として発表しない。</u>			
	土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	国土交通省		土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	国土交通省		

・気象庁ホームページ「噴火に関する火山観測報の説明」  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/genshou\\_toha.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/genshou_toha.html)



磐梯山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

節 旧

新

<p>2.3 26p</p>	<p>(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準</p> <p>表 2-9 避難指示等の発令基準と範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発令基準</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火口周辺規制</td> <td>・噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の 火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね 1km 以内）</td> </tr> <tr> <td>入山規制</td> <td>・噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地の近くまで_影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する範囲（想定火口から概ね 2km 以内）</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>・噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 ・噴火警戒レベル 3 の段階で発令が必要と認められる場合</td> <td>居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>・噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合</td> <td>居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td></td> <td>災害対策基本法第 63 条により、市町村長が立入規制区域を設定</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発令基準	範囲	火口周辺規制	・噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の 火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね 1km 以内）	入山規制	・噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地の近くまで_影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する範囲（想定火口から概ね 2km 以内）	高齢者等避難	・噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 ・噴火警戒レベル 3 の段階で発令が必要と認められる場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	避難指示	・噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	警戒区域の設定		災害対策基本法第 63 条により、市町村長が立入規制区域を設定	<p>(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準</p> <p>表 2-9 避難指示等の発令基準と範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発令基準</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火口周辺規制</td> <td>・噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の 火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね 1km 以内）</td> </tr> <tr> <td>入山規制</td> <td>・噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地の近くまで<b>重大な</b>影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合</td> <td>気象台が発表する範囲（想定火口から概ね 2km 以内）</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>・噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 ・噴火警戒レベル 3 の段階で発令が必要と認められる場合</td> <td>居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>・噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合</td> <td>居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td></td> <td>災害対策基本法第 63 条により、市町村長が立入規制区域を設定</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発令基準	範囲	火口周辺規制	・噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の 火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね 1km 以内）	入山規制	・噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地の近くまで <b>重大な</b> 影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する範囲（想定火口から概ね 2km 以内）	高齢者等避難	・噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 ・噴火警戒レベル 3 の段階で発令が必要と認められる場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	避難指示	・噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）	警戒区域の設定		災害対策基本法第 63 条により、市町村長が立入規制区域を設定	<p>表現の適正化</p> <p>【参考資料】 気象庁ホームページ。「吾妻山の噴火警戒レベル」 <a href="https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level1/PDF/level_213.pdf">https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level1/PDF/level_213.pdf</a></p>								
情報の種類	発令基準	範囲																																													
火口周辺規制	・噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の 火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね 1km 以内）																																													
入山規制	・噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地の近くまで_影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する範囲（想定火口から概ね 2km 以内）																																													
高齢者等避難	・噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 ・噴火警戒レベル 3 の段階で発令が必要と認められる場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																													
避難指示	・噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																													
警戒区域の設定		災害対策基本法第 63 条により、市町村長が立入規制区域を設定																																													
情報の種類	発令基準	範囲																																													
火口周辺規制	・噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の 火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね 1km 以内）																																													
入山規制	・噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地の近くまで <b>重大な</b> 影響を及ぼす噴火が発生_あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する範囲（想定火口から概ね 2km 以内）																																													
高齢者等避難	・噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表され、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 ・噴火警戒レベル 3 の段階で発令が必要と認められる場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																													
避難指示	・噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態であり、住民を災害から保護する必要がある場合	居住地における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）																																													
警戒区域の設定		災害対策基本法第 63 条により、市町村長が立入規制区域を設定																																													
<p>3.1 42p</p>	<p>(2) 噴火警戒レベル 2 に引き上げられた場合</p> <p>① 協議会の構成機関の体制</p> <p>表 3-2 噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）が発表された場合の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="4">体制</th> </tr> <tr> <th>福島県</th> <th>猪苗代町</th> <th>磐梯町</th> <th>北塩原村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レベル 2 火口周辺規制</td> <td>【警戒配備】</td> <td>【事前配備】</td> <td>【警戒配備】</td> <td>【警戒配備】</td> </tr> <tr> <td>会津若松市</td> <td>喜多方市</td> <td>会津坂下町</td> <td>湯川村</td> </tr> <tr> <td>【情報収集】</td> <td>【情報収集】</td> <td>【情報収集】</td> <td>【情報収集】</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	体制				福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村	レベル 2 火口周辺規制	【警戒配備】	【事前配備】	【警戒配備】	【警戒配備】	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	湯川村	【情報収集】	【情報収集】	【情報収集】	【情報収集】	<p>(2) 噴火警戒レベル 2 に引き上げられた場合</p> <p>① 協議会の構成機関の体制</p> <p>表 3-2 噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）が発表された場合の体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル</th> <th colspan="4">体制</th> </tr> <tr> <th>福島県</th> <th>猪苗代町</th> <th>磐梯町</th> <th>北塩原村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レベル 2 火口周辺規制</td> <td>※警戒配備～ 特別警戒配備</td> <td>事前配備</td> <td>警戒配備</td> <td>警戒配備</td> </tr> <tr> <td>会津若松市</td> <td>喜多方市</td> <td>会津坂下町</td> <td>湯川村</td> </tr> <tr> <td>情報収集</td> <td>情報収集</td> <td>情報収集</td> <td>情報収集</td> </tr> </tbody> </table> <p>※必要に応じて災害対策本部を設置</p>	噴火警戒レベル	体制				福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村	レベル 2 火口周辺規制	※警戒配備～ 特別警戒配備	事前配備	警戒配備	警戒配備	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	湯川村	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集	
噴火警戒レベル	体制																																														
	福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村																																											
レベル 2 火口周辺規制	【警戒配備】	【事前配備】	【警戒配備】	【警戒配備】																																											
	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	湯川村																																											
	【情報収集】	【情報収集】	【情報収集】	【情報収集】																																											
噴火警戒レベル	体制																																														
	福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村																																											
レベル 2 火口周辺規制	※警戒配備～ 特別警戒配備	事前配備	警戒配備	警戒配備																																											
	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	湯川村																																											
	情報収集	情報収集	情報収集	情報収集																																											

